か等、事態が刻々と変わる活動の現場において、「一体化」論はこれを適用することが極めて困難な概念である。集団安全保障への参加が憲法上禁じられていないとの立場をとればこの問題も根本的に解決するが、その段階に至る以前においても、補給、輸送、医療等の本来武力行使ではあり得ない後方支援と支援の対象となる他国の武力行使との関係については、憲法上の評価を問うこれまでの「一体化」論を止め、他国の活動を後方支援するか否か、どの程度するかという問題は、政策的妥当性の問題として、対象となる他国の活動が我が国の国民に受け容れられるものかどうか、メリット・デメリットを総合的に検討して政策決定するようにすべきである。

# 資料8 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する 法律の概要

#### 1 法律の目的

我が国の経済社会及び国民生活における船舶航行の安全確保の 重要性並びに国連海洋法条約の趣旨にかんがみ、海賊行為の処罰 及び海賊行為への適切かつ効果的な対処のために必要な事項を定 め、海上における公共の安全と秩序の維持を図る。

### 2 海賊行為の定義

「海賊行為」……船舶(軍艦等を除く)に乗り組み又は乗船した者が、私的目的で、公海(排他的経済水域を含む) 又は我が国領海等において行う次の行為。

(1)船舶強取・運航支配 (2)船舶内の財物強取等 (3)船舶内にある者の略取 (4)人質強要 (5)(1)~(4)の目的での①船舶侵入・損壊、②他の船舶への著しい接近等、③凶器準備航行

#### 3 海賊行為に関する罪

海賊行為をした者は次に掲げる刑に処する。

- (1) 2(1)~(4):無期又は5年以上の懲役人を負傷させたときは無期 又は6年以上の懲役。人を死亡させたときは死刑又は無期懲役
- (2) 2(5)①・②:5年以下の懲役
- (3) 2(5)③:3年以下の懲役

### 4 海上保安庁による海賊行為への対処

- (1) 海賊行為への対処は海上保安庁が必要な措置を実施する。
- (2) 海上保安官等は警察官職務執行法第7条の規定により武器使用するほか、現に行われている2(5)②の制止に当たり、他の制止の措置に従わず、なお2(5)②の行為を継続しようとする場合に、他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由のあるときには、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度において、武器使用が可能。

### 5 自衛隊による海賊行為への対処

- (1) 防衛大臣は、海賊行為に対処するため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て海賊対処行動を命ずることができる。承認を受けようとするときは対処要項を作成して内閣総理大臣に提出(急を要するときは行動の概要を通知すれば足りる)。
- (2) 対処要項には、海賊対処行動の必要性、区域、部隊の規模、 期間、その他重要事項を記載。
- (3) 内閣総理大臣は、承認をしたとき及び海賊対処行動が終了したときに国会報告を行う。
- (4) 自衛官に海上保安庁法の所要の規定、武器使用に関する警察 官職務執行法第7条の規定及び4(2)を準用。

### 資料 9 │ 平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について

(平成16年12月10日 安全保障会議決定) 閣 議 決 定)

平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について別紙のとおり定める。 これに伴い、平成7年11月28日付け閣議決定「平成8年度以降に 係る防衛計画の大綱について」は、平成16年度限りで廃止する。

#### (別紙)

### 平成17年度以降に係る防衛計画の大綱

#### I 策定の趣旨

我が国を取り巻く新たな安全保障環境の下で、我が国の平和と安全及び国際社会の平和と安定を確保するために、今後の我が国の安全保障及び防衛力の在り方について、「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」(平成15年12月19日 安全保障会議及び閣議決定)に基づき、ここに「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」として、新たな指針を示す。

### Ⅱ 我が国を取り巻く安全保障環境

1 今日の安全保障環境については、米国の9.11テロにみられるとおり、従来のような国家間における軍事的対立を中心とした問題のみならず、国際テロ組織などの非国家主体が重大な脅威となっている。大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態(以下「新たな脅威や多様な事態」という。)への対応は、国家間の相互依存関係の一層の進展やグローバル化を背景にして、今日の国際社会にとって差し迫った課題となっている。また、守るべき国家や国民を持たない国際テロ組織などに対しては、従来の抑止が有効に機能しにくいことに留意する必要がある。

一方、冷戦終結後10年以上が経過し、米口間において新たな信頼関係が構築されるなど、主要国間の相互協力・依存関係が一層進展している。こうした状況の下、安定した国際環境が各国の利益に適うことから、国際社会において安全保障上の問題に関する国際協調・協力が図られ、国連をはじめとする各種の国際的枠組み等を通じた幅広い努力が行われている。

この中で、唯一の超大国である米国は、テロとの闘いや大量 破壊兵器の拡散防止等の課題に積極的に対処するなど、引き続 き、世界の平和と安定に大きな役割を果たしている。

また、国際社会における軍事力の役割は多様化しており、武力紛争の抑止・対処に加え、紛争の予防から復興支援に至るまで多様な場面で積極的に活用されている。

2 我が国の周辺においては、近年さらに、国家間の相互依存が 拡大・深化したことに伴い、二国間及び多国間の連携・協力関 係の充実・強化が図られている。

他方、冷戦終結後、極東ロシアの軍事力は量的に大幅に削減されたが、この地域においては、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が存在するとともに、多数の国が軍事力の近代化に力を注いできた。また、朝鮮半島や台湾海峡を巡る問題など不透明・不確実な要素が残されている。この中で、北朝鮮は大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発、配備、拡散等を行うとともに、大規模な特殊部隊を保持している。北朝鮮のこのような軍事的な動きは、地域の安全保障における重大な不安定要因であるとともに、国際的な拡散防止の努力に対する深刻な課題となっている。また、この地域の安全保障に大きな影響力を有する中国は、核・ミサイル戦力や海・空軍力の近代化を推進するとともに、海洋における活動範囲の拡大などを図っており、このような動向には今後も注目していく必要がある。

このような中で、日米安全保障体制を基調とする日米両国間の緊密な協力関係は、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平

和と安定のために重要な役割を果たしている。

- 3 以上のような我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえると、 我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下する一方、 我が国としては地域の安全保障上の問題に加え、新たな脅威や 多様な事態に対応することが求められている。
- 4 なお、我が国の安全保障を考えるに当たっては、奥行きに乏しく、長大な海岸線と多くの島嶼が存在しており、人口密度も高いうえ、都市部に産業・人口が集中し、沿岸部に重要施設を多数抱えるという安全保障上の脆弱性を持っていること、災害の発生しやすい自然的条件を抱えていること、さらに、我が国の繁栄と発展には、海上交通の安全確保等が不可欠であることといった我が国の置かれた諸条件を考慮する必要がある。

### Ⅲ 我が国の安全保障の基本方針

### 1 基本方針

我が国の安全保障の第一の目標は、我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに、その被害を最小化することであり、第二の目標は、国際的な安全保障環境を改善し、我が国に脅威が及ばないようにすることである。

我が国は、国際の平和と安全の維持に係る国際連合の活動を 支持し、諸外国との良好な協調関係を確立するなどの外交努力 を推進するとともに、日米安全保障体制を基調とする米国との 緊密な協力関係を一層充実させ、内政の安定により安全保障基 盤の確立を図り、効率的な防衛力を整備するなど、我が国自身 の努力、同盟国との協力及び国際社会との協力を統合的に組み 合わせることにより、これらの目標を達成する。

また、我が国は、日本国憲法の下、専守防衛に徹し、他国に 脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、 文民統制を確保するとともに、非核三原則を守りつつ、節度あ る防衛力を自主的に整備するとの基本方針を引き続き堅持する。

核兵器の脅威に対しては、米国の核抑止力に依存する。同時に、核兵器のない世界を目指した現実的・漸進的な核軍縮・不拡散の取組において積極的な役割を果たすものとする。また、その他の大量破壊兵器やミサイル等の運搬手段に関する軍縮及び拡散防止のための国際的な取組にも積極的な役割を果たしていく。

### 2 我が国自身の努力

### (1) 基本的な考え方

安全保障政策において、根幹となるのは自らが行う努力であるとの認識の下、我が国として総力を挙げた取組により、 我が国に直接脅威が及ぶことを防止すべく最大限努める。また、国際的な安全保障環境の改善による脅威の防止のため、 我が国は国際社会や同盟国と連携して行動することを原則としつつ、外交活動等を主体的に実施する。

### (2) 国としての統合的な対応

一方、こうした努力にもかかわらず、我が国に脅威が及んだ場合には、安全保障会議等を活用して、政府として迅速・的確に意思決定を行い、関係機関が適切に連携し、政府が一体となって統合的に対応する。このため、平素から政府の意思決定を支える情報収集・分析能力の向上を図る。また、自衛隊、警察、海上保安庁等の関係機関は、適切な役割分担の下、一層の情報共有、訓練等を通じて緊密な連携を確保するとともに、全体としての能力向上に努める。さらに、各種災害への対応や警報の迅速な伝達をはじめとする国民の保護のための各種体制を整備するとともに、国と地方公共団体が相互に緊密に連携し、万全の態勢を整える。

### (3) 我が国の防衛力

防衛力は、我が国に脅威が及んだ場合にこれを排除する国 家の意思と能力を表す安全保障の最終的担保である。

我が国はこれまで、我が国に対する軍事的脅威に直接対抗するよりも、自らが力の空白となって我が国周辺地域の不安定要因とならないよう、独立国としての必要最小限の基盤的な防衛力を保有するという「基盤的防衛力構想」を基本的に踏襲した「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成7年11月28日安全保障会議及び閣議決定)に従って防衛力の整備を進めてきたところであり、これにより日米安全保障体制と相まって、侵略の未然防止に寄与してきた。

今後の防衛力については、新たな安全保障環境の下、「基盤的防衛力構想」の有効な部分は継承しつつ、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応し得るものとする必要がある。また、国際社会の平和と安定が我が国の平和と安全に密接に結びついているという認識の下、我が国の平和と安全をより確固たるものとすることを目的として、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動(以下「国際平和協力活動」という。)に主体的かつ積極的に取り組み得るものとする必要がある。

このように防衛力の果たすべき役割が多様化している一方、 少子化による若年人口の減少、格段に厳しさを増す財政事情 等に配慮する必要がある。

このような観点から、今後の我が国の防衛力については、 即応性、機動性、柔軟性及び多目的性を備え、軍事技術水準 の動向を踏まえた高度の技術力と情報能力に支えられた、多 機能で弾力的な実効性のあるものとする。その際、規模の拡 大に依存することなくこれを実現するため、要員・装備・運 用にわたる効率化・合理化を図り、限られた資源でより多く の成果を達成することが必要である。

### 3 日米安全保障体制

米国との安全保障体制は、我が国の安全確保にとって必要不可欠なものであり、また、米国の軍事的プレゼンスは、依然として不透明・不確実な要素が存在するアジア太平洋地域の平和と安定を維持するために不可欠である。

さらに、このような日米安全保障体制を基調とする日米両国間の緊密な協力関係は、テロや弾道ミサイル等の新たな脅威や 多様な事態の予防や対応のための国際的取組を効果的に進める 上でも重要な役割を果たしている。

こうした観点から、我が国としては、新たな安全保障環境とその下における戦略目標に関する日米の認識の共通性を高めつつ、日米の役割分担や在日米軍の兵力構成を含む軍事態勢等の安全保障全般に関する米国との戦略的な対話に主体的に取り組む。その際、米軍の抑止力を維持しつつ、在日米軍施設・区域に係る過重な負担軽減に留意する。

また、情報交換、周辺事態における協力を含む各種の運用協力、弾道ミサイル防衛における協力、装備・技術交流、在日米軍の駐留をより円滑・効果的にするための取組等の施策を積極的に推進することを通じ、日米安全保障体制を強化していく。

### 4 国際社会との協力

国際的な安全保障環境を改善し、我が国の安全と繁栄の確保に資するため、政府開発援助(ODA)の戦略的な活用を含め外交活動を積極的に推進する。また、地域紛争、大量破壊兵器等の拡散や国際テロなど国際社会の平和と安定が脅かされるような状況は、我が国の平和と安全の確保に密接にかかわる問題であるとの認識の下、国際平和協力活動を外交と一体のものとし

て主体的・積極的に行っていく。

特に、中東から東アジアに至る地域は、従来から我が国と経済的結びつきが強い上、我が国への海上交通路ともなっており、資源・エネルギーの大半を海外に依存する我が国にとって、その安定は極めて重要である。このため、関係各国との間で共通の安全保障上の課題に対する各般の協力を推進し、この地域の安定化に努める。

21世紀の新たな諸課題に対して、国際社会が有効に対処する ためには、普遍的かつ包括的な唯一の国際機関である国連の機 構を実効性と信頼性を高める形で改革することが求められてお り、我が国としても積極的にこの問題に取り組んでいく。

アジア太平洋地域においては、ASEAN地域フォーラム(ARF) 等の地域の安全保障に関する多国間の枠組みや、テロ対策や海 賊対策といった共通の課題に対する多国間の努力も定着しつつ あり、我が国としては、引き続き、こうした努力を推進し、米 国との協力と相まって、この地域における安定した安全保障環 境の構築に向け、適切な役割を果たすものとする。

### Ⅳ 防衛力の在り方

#### 1 防衛力の役割

今後の我が国の防衛力については、上記の認識の下、以下のとおり、それぞれの分野において、実効的にその役割を果たし得るものとし、このために必要な自衛隊の体制を効率的な形で保持するものとする。

(1) 新たな脅威や多様な事態への実効的な対応

事態の特性に応じた即応性や高い機動性を備えた部隊等を その特性や我が国の地理的特性に応じて編成・配置すること により、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応する。事態 が発生した場合には、迅速かつ適切に行動し、警察等の関係 機関との間では状況と役割分担に応じて円滑かつ緊密に協力 し、事態に対する切れ目のない対応に努める。

新たな脅威や多様な事態のうち、主なものに関する対応と 自衛隊の体制の考え方は以下のとおり。

ア 弾道ミサイル攻撃への対応

弾道ミサイル攻撃に対しては、弾道ミサイル防衛システムの 整備を含む必要な体制を確立することにより、実効的に対応 する。我が国に対する核兵器の脅威については、米国の核抑 止力と相まって、このような取組により適切に対応する。

イ ゲリラや特殊部隊による攻撃等への対応

ゲリラや特殊部隊による攻撃等に対しては、部隊の即応性、 機動性を一層高め、状況に応じて柔軟に対応するものとし、 事態に実効的に対応し得る能力を備えた体制を保持する。

ウ 島嶼部に対する侵略への対応

島嶼部に対する侵略に対しては、部隊を機動的に輸送・ 展開し、迅速に対応するものとし、実効的な対処能力を備 えた体制を保持する。

エ 周辺海空域の警戒監視及び領空侵犯対処や武装工作船等 への対応

周辺海空域において、常時継続的な警戒監視を行うものとし、艦艇や航空機等による体制を保持する。また、領空侵犯に対して即時適切な措置を講ずるものとし、戦闘機部隊の体制を保持する。さらに、護衛艦部隊等を適切に保持することにより、周辺海域における武装工作船、領海内で潜没航行する外国潜水艦等に適切に対処する。

オ 大規模・特殊災害等への対応

大規模・特殊災害等人命又は財産の保護を必要とする各

種の事態に対しては、国内のどの地域においても災害救援 を実施し得る部隊や専門能力を備えた体制を保持する。

### (2) 本格的な侵略事態への備え

見通し得る将来において、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下していると判断されるため、従来のような、いわゆる冷戦型の対機甲戦、対潜戦、対航空侵攻を重視した整備構想を転換し、本格的な侵略事態に備えた装備・要員について抜本的な見直しを行い、縮減を図る。同時に、防衛力の本来の役割が本格的な侵略事態への対処であり、また、その整備が短期間になし得ないものであることにかんがみ、周辺諸国の動向に配意するとともに、技術革新の成果を取り入れ、最も基盤的な部分を確保する。

(3) 国際的な安全保障環境の改善のための主体的・積極的な取組 国際平和協力活動に適切に取り組むため、教育訓練体制、 所要の部隊の待機態勢、輸送能力等を整備し、迅速に部隊を 派遣し、継続的に活動するための各種基盤を確立するととも に、自衛隊の任務における同活動の適切な位置付けを含め所 要の体制を整える。

また、平素から、各種の二国間・多国間訓練を含む安全保障対話・防衛交流の推進や国連を含む国際機関等が行う軍備管理・軍縮分野の諸活動への協力など、国際社会の平和と安定に資する活動を積極的に推進する。

### 2 防衛力の基本的な事項

上記のような役割を果たす防衛力を実現するための基本となる事項は以下のとおり。

#### (1) 統合運用の強化

各自衛隊を一体的に運用し、自衛隊の任務を迅速かつ効果 的に遂行するため、自衛隊は統合運用を基本とし、そのため の体制を強化する。このため、統合運用に必要な中央組織を 整備するとともに、教育訓練、情報通信などの各分野におい て統合運用基盤を確立する。その際、統合運用の強化に併せ て、既存の組織等を見直し、効率化を図る。

### (2) 情報機能の強化

新たな脅威や多様な事態への実効的な対応をはじめとして、各種事態において防衛力を効果的に運用するためには、各種事態の兆候を早期に察知するとともに、迅速・的確な情報収集・分析・共有等が不可欠である。このため、安全保障環境や技術動向等を踏まえた多様な情報収集能力や総合的な分析・評価能力等の強化を図るとともに、当該能力を支える情報本部をはじめとする情報部門の体制を充実することにより、高度な情報能力を構築する。

### (3) 科学技術の発展への対応

情報通信技術をはじめとする科学技術の進歩による各種の 技術革新の成果を防衛力に的確に反映させる。特に、内外の 優れた情報通信技術に対応し、統合運用の推進などに不可欠 となる確実な指揮命令と迅速な情報共有を進めるとともに、運 用及び体制の効率化を図るため、サイバー攻撃にも対処し得る 高度な指揮通信システムや情報通信ネットワークを構築する。

### (4) 人的資源の効果的な活用

隊員の高い士気及び厳正な規律の保持のため、各種の施策を推進するとともに、自衛隊の任務の多様化・国際化、装備の高度化等に対応し得るよう、質の高い人材の確保・育成を図り、必要な教育訓練を実施する。

また、安全保障問題に関する研究・教育を推進するとともに、その人的基盤を強化する。

上記の役割を果たすための防衛力の具体的な体制は別表の とおりとする。

### V 留意事項

- 1 Nで述べた防衛力の整備、維持及び運用に際しては、次の諸 点に留意してこれを行うものとする。
  - (1) 格段に厳しさを増す財政事情を勘案し、一層の効率化、合理 化を図り、経費を抑制するとともに、国の他の諸施策との調和を図 りつつ防衛力全体として円滑に十全な機能を果たし得るようにする。
  - (2) 装備品等の取得に当たっては、その調達価格を含むライフ サイクルコストの抑制に向けた取組を推進するとともに、研 究開発について、産学官の優れた技術の積極的導入や重点的 な資源配分、適時適切な研究開発プロジェクトの見直し等に より、その効果的かつ効率的な実施を図る。

また、我が国の安全保障上不可欠な中核技術分野を中心に、 真に必要な防衛生産・技術基盤の確立に努める。

- (3) 関係地方公共団体との緊密な協力の下、防衛施設の効率的 な維持及び整備を推進するため、当該施設の周辺地域とのよ り一層の調和を図るための諸施策を実施する。
- 2 この大綱に定める防衛力の在り方は、おおむね10年後までを 念頭においたものであるが、5年後又は情勢に重要な変化が生 じた場合には、その時点における安全保障環境、技術水準の動 向等を勘案し検討を行い、必要な修正を行う。

#### (別表)

今後の防衛力を多機能で弾力的な実効性のあるものとするとの 趣旨にかんがみ、以下の具体的な体制をもって、IVに示す多様な 役割を果たすものとする。

		衛官定員 備自衛官員数	15万5千人 14万8千人 7千人
R_ 1 /*- R/	XI-70 3 1	平時地域配備する部隊	8 個師団 6 個旅団
陸上自衛隊	基幹部隊	機動運用部隊	1 個機甲師団 中央即応集団
		地対空誘導弾部隊	8 個高射特科群
	主要装備	戦車 主要特科装備	約600両 約600門/両
海上自衛隊	基幹部隊	護衛艦部隊(機動運用) 護衛艦部隊(地域配備) 潜水艦部隊 掃海部隊 哨戒機部隊	4個護衛隊群(8個隊) 5個隊 4個隊 1個掃海隊群 9個隊
	主要装備	護衛艦 潜水艦 作戦用航空機	47隻 16隻 約150機
		航空警戒管制部隊	8個警戒群20個警戒隊
航空自衛隊	基幹部隊	戦闘機部隊 航空偵察部隊 航空輸送部隊 空中給油・輸送部隊 地対空誘導弾部隊	1個警戒航空隊(2個飛行隊) 12個飛行隊 1個飛行隊 3個飛行隊 1個飛行隊 6個高射群
	主要装備	作戦用航空機 うち戦闘機	約350機 約260機
弾道ミサイ	ル防衛	イージス・システム搭載護衛艦	4 隻
		航空警戒管制部隊	7個警戒群
にも使用し得る 主要装備・基幹部隊		地対空誘導弾部隊	4 個警戒隊 3 個高射群

(注) 「弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊」は海上 自衛隊の主要装備又は航空自衛隊の基幹部隊の内数。

# 資料10 中期防衛力整備計画(平成17年度~平成21年度)に ついて

(平成16年12月10日 安全保障会議決定) 閣 議 決 定)

平成17年度から平成21年度までを対象とする中期防衛力整備計画 について、「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成16年12月 10日安全保障会議及び閣議決定)に従い、別紙のとおり定める。

これに伴い、平成12年12月15日付け閣議決定「中期防衛力整備計画(平成13年度~平成17年度)について」は、平成16年度限りで廃止する。

#### (別紙)

### 中期防衛力整備計画(平成17年度~平成21年度)

#### I 計画の方針

平成17年度から平成21年度までの防衛力整備に当たっては、「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成16年12月10日安全保障会議及び閣議決定。以下「新防衛大綱」という。)に従い、以下を計画の基本として、適切な防衛力の整備に努めることとする。

- 1 新たな脅威や多様な事態に実効的に対応するとともに、国際 的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活 動(以下「国際平和協力活動」という。)に主体的かつ積極的に 取り組むため、本格的な侵略事態に備えるための基盤的な部分 を確保しつつ、即応性、機動性、柔軟性及び多目的性を備え、軍 事技術水準の動向を踏まえた高度の技術力と情報能力に支えら れた多機能で弾力的な実効性のある防衛力を効率的に整備する。
- 2 新たな安全保障環境の下、防衛行政を担う組織等を見直すと ともに、本格的な侵略事態に備えた装備・要員の縮減を図りつ つ、基幹部隊、主要装備等について、新防衛大綱に定める新た な防衛力の体制へ早期かつ効率的に移行する。
- 3 多機能で弾力的な実効性のある防衛力を実現するため、科学技術の発展に的確に対応しつつ、人的資源の効果的な活用を図りながら、統合運用の強化及び情報機能の強化を図ることとし、防衛力の基本的な事項の充実に努める。
- 4 防衛力の整備、維持及び運用に際して、装備品等の取得の効果的かつ効率的な実施、関係機関や地域社会との協力の強化を図ることとし、防衛力を支える各種施策を推進する。
- 5 日米安全保障体制は、我が国の安全の確保にとって必要不可 欠であり、また、米軍のプレゼンスは、アジア太平洋地域の平 和と安定の維持に不可欠である。また、日米安全保障体制を基 調とする日米両国の協力関係は安全保障面における国際的取組 を効果的に進める上でも重要である。このため、新たな安全保 障環境の下、日米安全保障体制及びそれを基調とする米国との 緊密な関係を一層強化するための各種施策を推進する。
- 6 格段に厳しさを増す財政事情を勘案し、国の他の諸施策との 調和を図りつつ、防衛力の一層の効率化、合理化を図り、経費 を抑制する。

### Ⅱ 防衛庁・自衛隊の組織の見直し

- 1 防衛行政を担う組織の充実・強化を図るため、内部部局等の 在り方について検討の上、必要な措置を講ずる。
- 2 統合運用を基本とする体制を強化するため、既存の組織等の 見直し、効率化を図り、統合幕僚組織の新設及び各幕僚監部の 改編を行うほか、統合運用の成果を踏まえて、統合運用を実効 的に行い得る組織等の在り方について、検討の上、必要な措置 を講ずる。

また、情報本部については、防衛庁長官直轄の組織とする。

3 陸上自衛隊については、戦車及び主要特科装備の縮減を図り

つつ、即応性、機動性等を一層向上させるため、5個の師団、 1個の旅団及び2個の混成団について改編を実施し、このうち 1個の師団及び2個の混成団は旅団に改編する。また、機動運 用部隊や専門部隊を一元的に管理・運用する中央即応集団を新 編する。

計画期間末の編成定数については、おおむね16万1千人程度、 常備自衛官定員についてはおおむね15万2千人程度、即応予備 自衛官員数については、おおむね8千人程度をめどとする。な お、陸上自衛隊の常備自衛官の充足については、計画期間末に おいて、おおむね14万6千人程度をめどとする。

- 4 海上自衛隊については、護衛艦部隊(機動運用)について、 一つの護衛隊を4隻とし、8個護衛隊に集約化するとともに、 護衛艦部隊(地域配備)のうち1個護衛隊を廃止する。また、 潜水艦部隊を5個潜水隊に、固定翼哨戒機部隊を4個航空隊に、 回転翼哨戒機部隊を5個航空隊に、それぞれ集約化する。
- 5 航空自衛隊については、航空警戒管制部隊のうち警戒航空隊 を2個飛行隊とする改編を行うとともに、空中給油・輸送部隊 を新設する。

### Ⅲ 自衛隊の能力等に関する主要事業

- 1 新たな脅威や多様な事態への実効的な対応
  - (1) 弾道ミサイル攻撃への対応

弾道ミサイル攻撃へ対応する機能を付加するため、引き続き、イージス・システム搭載護衛艦及び地対空誘導弾ペトリオットの能力向上を行う。ただし、平成20年度以降の能力向上の在り方については、米国における開発の状況等を踏まえて検討の上、必要な措置を講ずる。

また、引き続き、自動警戒管制システムの改修を行うとと もに、弾道ミサイルの探知・追尾能力を有する新たな警戒管 制レーダーの整備に着手する。

海上配備型上層システムを対象とした日米共同技術研究については、これを引き続き推進するとともに、その開発段階への移行について検討の上、必要な措置を講ずる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃等への対応

ゲリラや特殊部隊による攻撃等に実効的に対処し得るよう、部隊の即応性、機動性等を一層高めることとし、普通科部隊の強化を行うほか、引き続き、軽装甲機動車、多用途へリコプター(UH-60JA、UH-1J)、戦闘ヘリコプター(AH-64D)を整備する。また、核・生物・化学兵器による攻撃への対処能力の向上を図る。

(3) 島嶼部に対する侵略への対応

輸送・展開能力等の向上を図り、島嶼部に対する侵略に実効的に対処し得るよう、引き続き、輸送へリコプター(CH-47JA/J)、空中給油・輸送機(KC-767)、戦闘機(F-2)を整備するとともに、現有の輸送機(C-1)の後継機として、新たな輸送機を整備する。また、空中給油・輸送機(KC-767)については、その運用状況等を踏まえ、その保有機数の在り方について検討の上、必要な措置を講ずる。

さらに、救難へリコプター(UH-60J)に対する空中給油機能を輸送機(C-130H)に付加し、救難能力の向上を図る。

(4) 周辺海空域の警戒監視及び領空侵犯対処や武装工作船等へ の対応

周辺海空域の警戒監視を常時継続的に行うとともに、武装工作船、領海内で潜没航行する外国潜水艦等に適切に対処するため、引き続き、ヘリコプター搭載護衛艦(DDH)、汎用護衛艦(DD)、哨戒ヘリコプター(SH-60K)及び掃海・輸送

ヘリコプター(MCH-101)を整備するほか、早期警戒機(E-2C)の改善及び自動警戒管制組織の航空警戒管制機能の近代化を推進する。また、現有の固定翼哨戒機(P-3C)の後継機として、新たな固定翼哨戒機を整備するとともに、早期警戒管制機(E-767)の改善に着手する。

さらに、領空侵犯に対して即時適切な措置を講ずるため、引き続き、戦闘機 (F-15) の近代化改修を推進する。併せて、財政事情も勘案し、新防衛大綱の下での整備数量の抑制に配意しつつ、現有の戦闘機 (F-4) の後継機として、新たな戦闘機を整備する。

(5) 大規模・特殊災害等への対応

大規模・特殊災害等人命又は財産の保護を必要とする各種の事態において、関係機関と連携しつつ実効的に対応するため、引き続き、災害派遣能力の向上を図るための各種施策を推進する。

2 本格的な侵略事態への備え

見通し得る将来において、我が国に対する本格的な侵略事態 生起の可能性は低下していると判断されるため、従来のような、 いわゆる冷戦型の対機甲戦、対潜戦、対航空侵攻を重視した整 備構想を転換し、本格的な侵略事態に備えた装備・要員の縮減 を図りつつ、防衛力の整備が短期間になし得ないものであるこ とに鑑み、周辺諸国の動向に配意するとともに、技術革新の成 果を取り入れ、引き続き、戦車、火砲、中距離地対空誘導弾、 護衛艦、潜水艦、掃海艇、哨戒機、戦闘機等を整備する。

- 3 国際的な安全保障環境の改善のための主体的・積極的な取組
  - (1) 国際平和協力活動への適切な取組

国際平和協力活動に迅速に部隊を派遣し、継続的に活動するため、国際平和協力活動に係る教育、研究等を行う部隊を新編するとともに、ローテーションによる待機態勢の大幅な拡充を図るほか、引き続き国際平和協力活動に資する装備品を整備する。

(2) 諸外国との安全保障対話・防衛交流、共同訓練等の充実引き続き各レベルの交流を積極的に推進するほか、拡散に対する安全保障構想 (PSI) を含む国際平和協力活動や捜索救難等に関する共同訓練に取り組むなど、二国間・多国間の安全保障対話・防衛交流等の諸施策を計画的かつ重層的に推進する。また、国際連合を含む国際機関等が行う軍備管理・軍縮分野における諸活動に対し、引き続き協力する。

- 4 防衛力の基本的な事項
  - (1) 統合運用の強化

前記 II 2 に示すとおり、統合幕僚組織の新設及び各幕僚監部の改編を行うほか、統合運用基盤の確立に資するよう、統合幕僚学校の改編、統合演習の実施、情報通信基盤の共通化等を行う。

(2)情報機能の強化

各種事態の兆候を早期に察知するとともに、迅速・的確な情報収集・分析・共有等を行うため、情報本部をはじめとする情報部門の体制につき、能力の高い要員の確保・育成も含め、その充実を図るとともに、電波情報・空間情報を含めた多様な情報収集・分析手段の整備や、電子戦データ収集機(EP-3)の改善を図るなど、各種情報収集器材・装置等の充実を図る。また、戦闘機(F-15)の偵察機転用のための試改修に着手する。

このほか、滞空型無人機について、検討の上、必要な措置 を講ずる。

### (3) 科学技術の発展への対応

(ア) 指揮通信能力等の強化

統合運用の推進や国際平和協力活動の円滑な遂行に不可 欠となる確実な指揮命令と迅速な情報共有を進めるととも に、運用及び体制の効率化を図るため、指揮命令系統の情 報集約・伝達、部隊レベルの情報共有、サイバー攻撃対処 能力及び関係機関等との情報共有の強化を図り、内外の優 れた情報通信技術に対応した高度な指揮通信システムや情 報通信ネットワークを整備する。

### (イ) 研究開発の推進

引き続き、固定翼哨戒機 (P-3C) の後継機、輸送機 (C-1) の後継機、現有戦車の後継戦車の開発を推進する ほか、科学技術の動向等も踏まえ、重点的な資源配分を行いつつ、各種指揮統制システム、無人機等の研究開発を推進する。その際、産官学の優れた技術の積極的導入、モデリング・アンド・シミュレーションの積極的な活用、装備品の共通化・ファミリー化、民生品・民生技術の活用、米国をはじめとする諸外国との協力等により、効果的かつ効率的な研究開発の実施に努める。

また、研究開発における重点投資の在り方、技術研究本 部の体制等について検討の上、必要な措置を講ずる。

### (4) 人的資源の効果的な活用

### (ア) 人事・教育訓練施策の充実

隊員の高い士気及び厳正な規律の保持のため、各種の施策を推進するとともに、自衛隊の任務の多様化・国際化、装備品の高度化、統合運用の強化等に対応し得るよう、柔軟な判断力を持つ若手幹部の増加等を通じて質の高い人材の確保・育成を図り、また、教育訓練を充実する。

このほか、退職自衛官の社会における有効活用の在り方について検討の上、必要な措置を講ずる。

(イ) 安全保障問題に関する研究・教育の推進

防衛研究所の安全保障政策に係る研究・教育機能の充実 を図るとともに、安全保障分野における人的交流等により 人的基盤を強化する。

# 5 防衛力を支える各種施策の推進

(1)装備品等の取得の合理化・効率化

調達価格の抑制を含む装備品等のライフサイクルコストの 抑制に向け、具体的な達成目標を設定しつつ、取組を一層強 化するとともに、多様な事態にも対処し得る効率的な調達補 給態勢の整備や我が国の安全保障上 不可欠な中核技術分野 を中心とした真に必要な防衛生産・技術基盤の確立等総合取 得改革を推進し、各種施策を実施する。

(2) 関係機関や地域社会との協力の推進

各種の事態に国として統合的に対応し得るよう、警察、消防、海上保安庁等の関係機関との連携を強化するとともに、 国民保護法制も踏まえた地方公共団体、地域社会との協力を 推進する。

また、防衛施設の効率的な維持及び整備を実施するとともに、関係地方公共団体との緊密な協力の下、防衛施設とその周辺地域との一層の調和を図るため、引き続き、基地周辺対策を推進する。

## Ⅳ 日米安全保障体制の強化のための施策

1 情報交換、政策協議

国際情勢についての情報及び意見の交換を強化するとともに、 日米の役割分担及び在日米軍の兵力構成を含む軍事態勢等の安 全保障全般に関する戦略的な対話等を継続して行う。その際、 米軍の抑止力を維持しつつ、在日米軍施設・区域に係る過重な 負担軽減に留意する。

2 運用協力、共同演習・訓練

戦略的な協議の成果等を踏まえつつ、運用面における効果的 な協力態勢の構築に努める。また、共同演習・訓練を充実する。

3 弾道ミサイル防衛における協力の推進

弾道ミサイル防衛能力の向上に向けた日米共同の取組を強化するとともに、政策面、運用面、装備・技術面における協力を一層推進する。

4 装備・技術交流

引き続き、日米共同研究等装備・技術面での幅広い相互交流 の充実に努める。

5 在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするための取組 在日米軍の兵力構成に関する米国との協議に主体的に取り組 みつつ、引き続き、抑止力を維持しつつ、在日米軍駐留支援及 び沖縄の施設・区域の整理・統合・縮小を含む在日米軍の駐留 を円滑かつ効果的にするための施策を推進する。

6 グローバル及び地域的な安全保障面での国際社会の取組にお ける日米両国の連携の強化

テロとの闘い、拡散に対する安全保障構想 (PSI) をはじめとする新たな脅威や多様な事態の予防や対応に係る国際的取組に関して、我が国として主体的に取り組むとともに、日米が密接に連携するための施策を推進する。

### V 整備規模

前記Ⅲ(自衛隊の能力等に関する主要事業)に示す装備品の うち、主要なものの具体的整備規模は、別表のとおりとする。

### VI 所要経費

- 1 この計画の実施に必要な防衛関係費の総額の限度は、平成16 年度価格でおおむね24兆2.400億円程度をめどとする。
- 2 各年度の予算の編成に際しては、国の他の諸施策との調和を 図りつつ、一層の効率化、合理化に努め、この計画の所要経費 の枠内で決定するものとする。なお、将来における予見し難い 事象への対応、より安定した安全保障環境の構築への貢献等特 に必要があると認める場合にあっては、安全保障会議の承認を 得て、上記1の額の他、1,000億円を限度として、これら事業の 実施について措置することができる。

その際、「今後の防衛力整備について」(昭和62年1月24日安全保障会議及び閣議決定)示された節度ある防衛力の整備を行うという精神は、引き続きこれを尊重するものとする。

3 この計画については、3年後には、その時点における国際情勢、情報通信技術をはじめとする技術的水準の動向、財政事情等内外諸情勢を勘案し、この計画に定める所要経費の総額の範囲内において、必要に応じ見直しを行う。

### VII その他

- 1 新防衛大綱に定める防衛力の在り方について、5年後又は情勢に重要な変化が生じた場合には、その時点における安全保障環境、技術水準の動向等を勘案し、必要な修正を行うための検討を行う。
- 2 SACO (沖縄に関する特別行動委員会) 関連事業については着 実に実施し、その所要経費については別途明らかにすることと する。

### (別表)

区分	種	類	整	備	規	模
陸上自衛隊	戦 車 火砲(迫撃砲を除 装 甲 車 戦闘ヘリコプター 輸送ヘリコプター 中距離地対空誘導	- (AH-64D) - (CH-47JA)				49両 38両 104両 7機 11機 町中隊
海上自衛隊	護衛艦 潜水艦 その他 自衛艦建造計 (トン数) 新固定翼哨戒機 哨戒ヘリコプター	搭載護衛艦の能力向上 ・ (SH-60K) ・ プター (MCH-101)		(約5	5.9万	3541120ト4機機と334
航空自衛隊	戦闘機(F-15) 戦闘機(F-2)	· (CH-47J)	2 個群	及び	教育	新要等 26機 22機 7機 8機 4機 1機

### 資料11

# 「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について」 及び「中期防衛力整備計画(平成17年度~平成21年 度)について」に関する内閣官房長官談話

(平成16年12月10日)

- 1 政府は、本日、安全保障会議及び閣議において、「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について」及び「中期防衛力整備計画 (平成17年度~平成21年度)について」を決定いたしました。
- 2 今般、「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」を策定したのは、 大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織の活動 等の新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態への対応 が課題となっている今日の安全保障環境の下で、今後の我が国の 安全保障及び防衛力の在り方について新たな指針を示す必要があ ると判断したことによります。
- 3 新「防衛大綱」においては、防衛力の在り方のみではなく、その前提となる我が国の安全保障の基本方針を明らかにいたしました。安全保障の目標としては、我が国に直接脅威が及ぶことを防止・排除することと、国際的な安全保障環境を改善して我が国に脅威が及ばないようにすることの二つを掲げました。特に後者については、海上交通の安全確保等が自国の繁栄と発展に不可欠である我が国にとって、国際的な安全保障環境の改善が安全保障の目標の柱であることを明確にいたしました。

これらの目標を達成するためには、我が国自身の努力、同盟国との協力及び国際社会との協力を統合的に組み合わせることが必要であるとしております。また、日本国憲法の下にこれまで我が国がとってきた防衛の基本方針については、引き続き堅持することとしております。

4 目標達成のための取組として、まず、我が国自身の努力については、国として総力を挙げた取組により、我が国に直接脅威が及ぶことを防止すべく最大限努めるとともに、我が国に脅威が及んだ場合には、政府として迅速・的確に意思決定を行い、関係機関が適切に連携し、政府が一体となって統合的に対応することとしております。国と国民の安全を確保するためには、自衛隊、警察、海上保安庁等関係機関の能力を結集して、国として全力を傾注することが重要であるとの認識を明確にいたしました。同時に、我が国自身の努力として、国際的な安全保障環境の改善によって脅威を防止するため、外交活動等を主体的に実施することとしております。

安全保障の最終的担保である我が国の防衛力については、いわゆる「基盤的防衛力構想」の有効な部分は継承しつつ、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応するとともに、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が努力して行う国際平和協力活動に主体的かつ積極的に取り組み得るものとする必要があるとしております。このように防衛力の果たすべき役割が多様化する一方、格段に厳しさを増す財政事情等に配慮し、今後の防衛力については、多機能で弾力的な実効性あるものとし、その実現に当たっては、効率化・合理化を図ることが必要であるとしております。

次に、同盟国との協力として、日米安全保障体制が我が国の安全やアジア太平洋地域の平和と安定の維持に不可欠であるのみならず、それを基調とする日米両国の協力関係は、新たな脅威や多様な事態への対応のための国際的取組を効果的に進める上でも重要としております。こうした観点から、我が国としては、新たな安全保障環境とその下における戦略目標に関する日米の認識の共通性を高めつつ、日米の役割分担や在日米軍の兵力構成を含む軍事態勢等の安全保障全般に関する米国との戦略的な対話に主体的に取り組むこととしております。

国際社会との協力としては、政府開発援助(ODA)の戦略的な活用や国際平和協力活動の推進を掲げておりますが、このような取組について、国際的な安全保障環境の改善との関係を明確に記述したのも今回の新「防衛大綱」の特徴であります。

5 今後の防衛力の在り方については、新たな脅威や多様な事態に 実効的に対応することを重視し、弾道ミサイル攻撃、ゲリラや特 殊部隊による攻撃等、島嶼部に対する侵略、周辺海空域の警戒監 視及び領空侵犯対処や武装工作船等、大規模・特殊災害をはじめ とする各種の事態に対応するために、即応性や高い機動性を備え た部隊等をその特性や我が国の地理的特性に応じて編成・配置す るとしております。さらに、事態が発生した場合には、状況と役 割分担に応じて、警察等の関係機関と円滑かつ緊密に協力し、事 態に対する切れ目のない対応に努めることとしております。

また、本格的な侵略事態への備えについては、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下していると判断し、装備・要員について抜本的な見直しを行い、縮減を図ることといたしました。一方、防衛力の本来の役割が本格的な侵略事態への対処であり、その整備が短期間になし得ないものであることにかんがみ、周辺諸国の動向に配意するとともに、技術革新の成果を取り入れ、最も基盤的な部分を確保することとしております。

さらに、国際的な安全保障環境の改善についても、国際平和協力活動に適切に取り組むため、各種の基盤を確立するとともに、所要の体制を整えることとしています。また、平素から、安全保障対話・防衛交流の推進等の国際社会の平和と安定に資する活動を積極的に推進することとしております。

6 武器の輸出管理については、武器輸出三原則等のよって立つ平 和国家としての基本理念にかんがみ、今後とも引き続き慎重に対 処するとの方針を堅持します。

ただし、弾道ミサイル防衛システムに関する案件については、 日米安全保障体制の効果的な運用に寄与し、我が国の安全保障に 資するとの観点から、共同で開発・生産を行うこととなった場合 には、厳格な管理を行う前提で武器輸出三原則等によらないこと とします。

なお、米国との共同開発・生産案件やテロ・海賊対策支援等に 資する案件についても新「防衛大綱」の策定の過程で種々問題提 起がありました。これらの案件については、今後、国際紛争等の 助長を回避するという平和国家としての基本理念に照らし、個別 の案件毎に検討の上、結論を得ることとしております。

- 7 新「防衛大綱」も踏まえ、我が国の国際平和協力の在り方について所要の検討を行うとともに、自衛隊の任務における国際平和協力活動の位置付け、弾道ミサイル防衛システムの運用等我が国の安全保障及び防衛に係る諸課題について、検討の上、法的措置を含む所要の措置を講ずる考えです。
- 8 新「防衛大綱」においては、防衛力の目標水準の達成時期をより明確に示すことが重要と考え、防衛力の在り方はおおむね10年後までを念頭に置くと明示することとしました。また、安全保障環境等の変化により的確に対応するため、5年後には、その時点の安全保障環境等を勘案し検討を行い、必要な見直しを行うことを明示しました。
- 9 「中期防衛力整備計画(平成17年度~平成21年度)」は、新「防衛大綱」に定めた我が国が保有すべき防衛力の水準を達成するために策定したものであります。新たな中期防においては、計画の実施に必要な防衛関係費の総額を平成16年度価格でおおむね24兆2,400億円程度をめどとしております。
- 10 政府は、今回の決定を国会に御報告いたします。

国民の皆様におかれましても、御理解と御協力を切に希望する次 第であります。

### 資料12│武器輸出三原則等

- ○「武器」の輸出は、外国為替及び外国貿易管理法(昭和24年法律第 228号)(注)及び輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)により 経済産業大臣の許可が必要。
  - (注) 現在は、外国為替及び外国貿易法。

### 1 武器輸出三原則

佐藤内閣総理大臣、昭42. 4. 21、衆・決算委 (要旨)

外国為替及び外国貿易管理法及び輸出貿易管理令についての政府の運用方針として、具体的には、次の場合は、武器輸出は認められないこととされている旨を明らかにしたもの。

- ① 共産国向けの場合
- ② 国連決議により武器等の輪出を禁止されている国向けの場合
- ③ 国際紛争の当事国又はそのおそれのある国向けの場合

### 2 武器輸出に関する政府統一見解

三木内閣総理大臣、昭51. 2.27、衆·予算委 (全文)

(1) 政府の方針

「武器」の輸出については、平和国家としての我が国の立場からそれによって国際紛争等を助長することを回避するため、政府としては、従来から慎重に対処しており、今後とも、次の方針により処理するものとし、その輸出を促進することはしない。

- ① 三原則対象地域については、「武器」の輸出を認めない。
- ② 三原則対象地域以外の地域については、憲法及び外国為替及び外国貿易管理法の精神にのっとり、「武器」の輸出を慎む ものとする。
- ③ 武器製造関連設備(輸出貿易管理令別表第一の第109の項など)の輸出については、「武器」に準じて取り扱うものとする。
- (2) 武器の定義

「武器」という用語は、種々の法令又は運用の上において用いられており、その定義については、それぞれの法令等の趣旨によって解釈すべきものであるが、

- ① 武器輸出三原則における「武器」とは、「軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの」をいい、具体的には、輸出貿易管理令別表第一の第197の項から第205の項までに掲げるもののうちこの定義に相当するものが「武器」である。
- ② 自衛隊法上の「武器」については、「火器、火薬類、刀剣類 その他直接人を殺傷し、又は、武力闘争の手段として物を破 壊することを目的とする機械、器具、装置等」であると解し ている。なお、本来的に、火器等を搭載し、そのもの自体が 直接人の殺傷又は武力闘争の手段として物の破壊を目的とし て行動する護衛艦、戦闘機、戦車のようなものは、右の「武 器」に当たると考える。
  - (注) 平成3年11月の輸出貿易管理令の一部改正により、(1) ③の「第109の項」及び(2)①の「第197の項から第205の項」は、「第1項」に変わっている。

# 資料13 中期防衛力整備計画(平成17年度~平成21年度)の 見直しについて

(平成20年12月20日 安全保障会議決定) 閣 議 決 定)

### (見直しの内容)

1 諸外国の技術水準の発展等に的確に対応しつつ、装備品の整備をより効率的に進めるため、中期防衛力整備計画(平成17年度~平成21年度)(平成16年12月10日安全保障会議及び閣議決定)別表に示す戦闘機 (F-15) 近代化改修その他の装備品の整備規模を別表のとおりとする。

### (所要経費)

2 主要な装備品の整備規模の見直しその他の措置により、同計画 の防衛関係費の総額の限度は、平成16年度価格でおおむね23兆 6.400億円程度をめどとすることとする。

### (その他)

3 上記のほか、米華再編に関する地元の負担軽減に資する措置についての同計画期間における所要経費は、平成16年度価格でおおむね900億円程度であり、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」(平成18年5月30日閣議決定)に基づき、引き続き的確かつ迅速に実施する。

### (別表)

区分	種	類	整	備	規	模
陸上自衛隊	戦 車 火砲(迫撃砲を防 装 甲 車 戦闘ヘリコプター 輸送ヘリコプター 中距離地対空誘導	- (AH-64D) - (CH-47JA)			7 ([	49両 38両 96両 4機 9機 9中隊
海上自衛隊	護衛艦 潜水艦 その他 自衛艦建造計 (トン数) 新固定翼哨戒機 哨戒ヘリコプター	搭載護衛艦の能力向上 - (SH-60K) プター (MCH-101)		(約5	5.7万	354817ン 長隻隻隻隻)機機機 17名機
航空自衛隊	戦闘機(F-15)	- (CH-47J)	2個群	を 及び	教育	···要等 48機 18機 3 機 1 機

(注) 戦闘機 (F-15) 近代化改修は、上記整備数量のほか、38機分の レーダー部品等を取得。これらの部品を用いた機体改修の具体的 なあり方については、平成22年度以降の防衛力整備計画において 改めて決定する。

### 資料14 平成21年度主要事業の経費

1 主要事項

(単位:百万円)

区分	平成20年度 予 算 額	平成21年度 予 算 額	備考
1. 安全保障環境を踏まえた防衛力の質的向上 (1) 戦闘機(F-15)の近代化改修の集中的実施	60,493	89,182	レーダー換装、データリンク及びミサイル(AAM-4、 AAM-5)の搭載改修による能力向上
(2) 早期警戒管制機(E-767)レーダー機機能の向上	_	6,602	探知距離の延伸等の機・縺AF-15近代化機との連携に よる巡航ミサイル等への対処能力向上
(3) 先進技術実証機(高運動ステルス機)の研究	_ 	8,512	先進技術を統合した実験機による実飛行環境下での機能・ 性能の検証
2. 国際平和協力活動のための体制強化	21,719	16,993	装備品等の改善・充実、教育・広報体制の充実等
3. 新たな脅威や多様な事態等への対応 (1) 弾道ミサイル攻撃への対応	113,190	111,199	BMDシステム全体の運用を踏まえた運用基盤の充実等
(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃等への対応	73,950	95,383	警戒監視・情報収集能力の向上等
(3) 核・生物・化学兵器による攻撃への対応	11,059	8,788	対処に必要な各種能力の向上等
(4) 大規模・特殊災害等への対応	86,968	76,609	救出・救難及び人員・物資輸送態勢の整備等
4. 宇宙利用・海洋安全への取組			
(1)宇宙開発利用のための取組	57,783	63,281	総合的調査研究、各種衛星の活用、BMD(宇宙関連) 
(2) 海洋基計画を踏まえた取組	105,715	178,051	海洋安全確保のための各種装備品の整備等
5. 着実な防衛力整備(主要装備品等)	617,450	684,987	キャンプ座間への陸自中央即応集団司令部の移設、横田 飛行場への空自総隊司令部の移設等
6. 米軍再編への取組(止力の維持等に資する措置)	15,130	23,756	
7. 基地対策等の推進	441,536	435,405	基地周辺対策経費、在日米軍駐留経費負担、設の借料、 補償経費等

- (注) 1 金額は契約ベースである(以下同じ)。
  - 2 装備品等の製造に係る初度費を含まない(以下同じ)。

2 主な装備の充実 (単位:百万円)

区分	数量	総額	平成21年度の予算額	後年度負担額
陸上装備		1,10	172-172-172	
90 式 戦 車	8両	6,612		6,612
96 式 装 輪 装 甲 車	16両	2,267		2,267
99式自走155mmりゅう弾砲	8両	7,664		7,664
87式偵察警戒車	1両	306		306
化学防護車	4 両	792		792
軽 装 甲 機 動 車	203両	6,239	4	6,235
その他	203 mj	7,475	89	7,386
合計		31,354	93	31,261
誘導弾		01,001	00	01,201
地対空誘導弾ホーク改善用装備品	_	2,503		2,503
地対空誘導弾(ペトリオット)	_	10,485	70	10,415
地対空誘導弾ペトリオットの能力向上等	   定期修理予備用(1セット)		27	
03式中距離地対空誘導弾	2個中隊	38,052 36,918	21	38,024 36,918
81式短距離地対空誘導弾改善用装備品	2個中隊	960		960
93式近距離地对空誘導弹以普用裝備品	_	401		401
93式近距離地对至誘導彈 91式携帯地対空誘導弾(B)		1,081		1,081
88 式 地 対 艦 誘 導 弾		2.026		2,026
96式多目的誘導弾システム	_   1セット	2,026		2,026
中距離多目的誘導弾	10セット	4,050		4,050
01 式軽対戦車誘導弾	43セット	3,277		3,277
その他	43 6 9 1	998		998
合 計		102,920	97	102.823
		102,920	97	102,623
航空機				
陸上自衛隊	0 1/16			
観測へリコプター(OH-1)	2機	5,030		5,030
多用途へリコプター(UH-60JA)	1機	4,027	0	4,027
輸送へリコプター(CH-47JA)	4機	22,193	1	22,192
新練習へリコプター	1機	250	0	250
小計	8機	31,500	2	31,499
海上自衛隊	O 148	10.507	44	10.575
哨戒ヘリコプター(SH-60K)	2機	13,587	11	13,575
救難飛行艇(US-2)	1機	11,292		11,292
初等練習機(T-5) 次期回転翼練習機(TH-135)	5 機 3 機	1,305		1,305
次期回転異線督儀(IH-135) 小 計	」    3 候      11機	2,699	4.4	2,699
小 計 航空自衛隊	I I (機	28,883	11	28,871
加工日刊例	   (22機)			
戦闘機(F-15)近代化改修	(60機)	89,182	31	89,151
戦闘機(F-2)へのJDAM機能の付加	(12機)	1,546	33	1,513
戦闘機(F-2)へのJDAM機能の利加 早期警戒機(E-2C)の改善	(12帳)	446	J SS	446
早期警戒機 (E-26) の以告 早期警戒管制機 (E-767) レーダー機能の向上	(1機)	6,602	660	5,942
・	(   (成)	97,776	724	97,052
合計	19機	158,159	737	157,422
艦船	1 3/19%	100,100	131	101,422
艦順 護衛艦(DD)	2隻	145,101	229	144,872
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2	15,271	229	15,243
敷設艦(ARC)		28,409	79	28,331
教設艦(ARC) むらさめ型護衛艦等の短SAMシステム換装		28,409 741	203	538
合 計	4隻	189,522	539	188,983
П	マラ	103,322	333	100,303

- (注) 1 金額は、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。
  - 2 改良ホーク改善用装備品の額は、誘導弾の改善に要する経費などである。
  - 3 88式地対艦誘導弾の額は、訓練用ミサイルの整備に要する経費などである。
  - 4 むらさめ型護衛艦等の短SAMシステム換装については、既就役艦の改善に係る事業であるため、隻数の合計には含まない。
  - 5 戦闘機 (F-15) 近代化改修、戦闘機 (F-2) のJDAM機能の付加、早期警戒機 (E-2C) の改善、早期警戒管制機 (E-767) レーダー機能の向上については、既就役機の改善にかかる事業のため、機数の合計には含まない。
  - 6 戦闘機 (F-15) 近代化改修の数量については、上段が機体改修の役務の機数を、下段が能力向上装備品のセット数を示す。
  - 7 装備品等の製造等に要する初度費を含まない。

# 資料15 平成21年度に調達する主要装備

具代15 十成21年長に調達する主要表開 								
	-	重 別	H	单 位	調	量 量		
	1	ير ال		———— ⊢ I⊼	平成20年度	平成21年度		
	89式	小銃		丁	20,005	_		
	5.56	mm機関銃MINIMI		丁	356	405		
	12.7	mm重機関銃		丁	80	80		
	87式	対戦車誘導弾発射装置	t	<b>ヹット</b>	_	_		
陸	81m	m迫擊砲L16		門	23	10		
	120r	mm迫擊砲RT		門	4	4		
	99式	自走155mmりゅう弾砲	2	両	8	8		
	大00	戦車		両	9	8		
上	軽装	甲機動車		両	180	180		
	96式	装輪装甲車		両	20	16		
	87式	偵察警戒車		両	2	1		
	99式	弾薬給弾車		両	1	4		
	90式	戦車回収車		両	2	2		
自	91式	戦車橋		両	1	1		
	78式	雪上車		両	12	12		
	化学	防護車		両	3	4		
	対人	狙撃銃		丁	111	159		
/#-	観測	ヘリコプター(OH-1	)	機	2	2		
衛	多用	途へリコプター(UH-	-60JA)	機	1	1		
	多用	途へリコプター(UH-	-1J)	機	_	_		
	輸送	ヘリコプター(CHー4)	7JA)	機	2	4		
	戦闘	ヘリコプター(AHー64	4D)	機		_		
隊	新練	習へリコプター		機		1		
	500元	中距離地対空誘導弾	1	固中隊	1	2		
	81式	短距離地対空誘導弾の	改善t	<b>ヹット</b>	1	_		
	93式	近距離地対空誘導弾	t	2ット	2	_		
	91式	携帯地対空誘導弾(B)	t	2ット	13	19		
	96式	多目的誘導弾システム	t	2ット	1	1		
	01式	軽対戦車誘導弾	t	ュット	49	43		
	中距	離多目的誘導弾	t	<b>ヹット</b>	_	10		
_						1		

		種別	単位	調道	量 量
		(生) かり	早 仏	平成20年度	平成21年度
		5,000トン型護衛艦	隻	1	2
		2,900トン型潜水艦	隻	1	_
		570トン型掃海艇	隻	1	1
Ä	毎	敷設艦(ARC)	隻	_	1
		哨戒ヘリコプター(SH-60K)	機	_	2
-	Ł	救難飛行艇(US-2)	機	_	1
E	É	次期固定翼哨戒機(P-1)	機	4	_
	訂	掃海・輸送へリコプター(MCH-101)	機	3	_
13	¥J	初等練習機(T-5)	機	4	5
ß	荻	計器飛行練習機(TC-90)	機	4	_
		次期回転翼練習機(TH-135)	機	2	3
		むらさめ型護衛艦等の短SAMシステム換装	隻	_	1
		イージス・システム搭載護衛艦の改修等	隻	1	_
		戦闘機(F-15)近代化改修	機	(20)	(22) <b>※</b> (60)
角	抗	戦闘機(F-2)へのJDAM機能の付加	機	_	(12)
	<b>-</b>	輸送へリコプター(CH-47J)	機	1	_
1 2	空	救難捜索機(U-125A)	機	1	_
E	∄	救難へリコプター(UH-60J)	機	1	_
	訂	早期警戒機(E-2C)の改善	機分	(2)	(1)
15	#J	早期警戒管制機(E-767)レーダー機能の向上	機	_	(1)
ß	荻	地対空誘導弾ペトリオットの能力向上等	個群	_	_
		軽装甲機動車	両	21	23

※ 戦闘機(F-15)近代化改修の21年度の数量については、上段が機体 改修の役務の機数を、下段が能力向上装備品のセット数を示す。

# 戦車、主要火器などの保有数・性能諸元

保有数 (2009.3.31現在)

種 類	無反動砲	迫撃砲	野戦砲	ロケット弾発射機等	高射機関砲	戦 車	装甲車
保 有 概 数	3,100	2,020	630	1,670	110	880	960

(注) 戦車、装甲車以外の各種砲には、自走砲を含む。

### 性能諸元

種	類	品 目	火 器	総重量 (トン)	最高速度 (km時)	乗員又は 操作人員(人)
戦 車		90式戦車	120mm戦車砲	約50	70	3
96式装輪装甲車			12.7mm重機関銃又は自動てき弾銃	約15	100	10
装甲車		89式装甲戦闘車	35mm機関砲	約27	70	10
<b>安</b> 甲里		82式指揮通信車	12.7mm重機関銃	約14	100	8
		87式偵察警戒車	25mm機関砲	約15	100	5
		155mmりゅう弾砲FH70	155mmりゅう弾砲	約9.6	16	9
野戦砲		99式自走155mmりゅう弾砲	"	約40	49	4
		203mm自走りゅう弾砲	203mmりゅう弾砲	約28	54	5
高射機関	砲	87式自走高射機関砲	35mm高射機関砲	約38	53	3

<sup>(</sup>注) 155mmりゅう弾砲FH70の重量は補助動力装置を含み、最高速度は補助動力装置使用時

# 資料17│主要航空機の保有数・性能諸元

(2009. 3. 31現在)

所属	形式	機種	用途	保有数 (機)	最大速度 (ノット)	乗員 (人)	全長 (m)	全幅 (m)	エンジン
	固	LR-1	連絡偵察	5	290	2 (5)	10	12	ターボプロップ、双発
陸	定翼	LR-2	連絡偵察	6	300	2 (8)	14	18	ターボプロップ、双発
		AH-1S	対戦車	74	120	2	14	3	ターボシャフト
上	回	OH-6D	観測	111	140	1 (3)	7	2	ターボシャフト
自		OH— 1	観測	28	140	2	12	3	ターボシャフト、双発
衛	転	UH—1H/J	多用途	146	120	2 (11)	12/13	3	ターボシャフト
隊		CH-47J/JA	輸送	54	150/140	3 (55)	16	4/5	ターボシャフト、双発
PSW.	翼	UH-60JA	多用途	29	150	2 (12)	16	3	ターボシャフト、双発
		AH-64D	戦闘	8	150	2	18	6	ターボシャフト、双発
海-	固定翼	P-3C	哨戒	94	400	11	36	30	ターボプロップ、4発
海上自	回	SH-60J	哨戒	62	150	3	15	3	ターボシャフト、双発
衛隊	転	SH-60K	哨戒	29	140	4	16	3	ターボシャフト、双発
Pop	翼	MH-53E	掃海・輸送	10	150	7	22	6	ターボシャフト、3発
4.1		F-15J/DJ	戦闘	202	2.5マッハ	1/2	19	13	ターボファン、双発
航	固	F-4EJ	戦闘	73	2.2マッハ	2	19	12	ターボジェット、双発
4		F-2A/B	戦闘	84	2マッハ	1/2	16	11	ターボファン、単発
空	定	RF-4E/EJ	偵察	13	2.2マッハ/ 1.8マッハ	2	19	12	ターボジェット、双発
自		C-1	輸送	26	440	5 (60)	29	31	ターボファン、双発
	222	C-130H	輸送	16	340	5 (92)	30	40	ターボプロップ、4発
衛	翼	E-2C	早期警戒	13	330	5	18	25	ターボプロップ、双発
		E-767	早期警戒管制	4	450	20	49	48	ターボファン、双発
隊	回転翼	CH-47J	輸送	15	150	3 (55)	16	4	ターボシャフト、双発

- (注) 1 保有数は、2009.3.31現在の国有財産台帳数値である。 2 乗員の項で( )内の数値は、輸送人員を示す。 3 F-4EJには、F-4EJ改66機を含む。

# 資料18 主要艦艇の就役数・性能諸元

就役数 (2009. 3. 31現在)

[	X	分		数(隻)	基準排水量(千トン)
護	徫	j	艦	52	220
潜	力	<	艦	16	43
機	雷	艦	艇	30	27
哨	戒	艦	艇	7	1
輸	送	艦	艇	13	29
補	助	艦	艇	30	114
	Ē	t		148	434

(注) 数字は四捨五入によっているので計と符号しないことがある。

# 性能諸元

種別	型別	基準排水量 (トン)	最大速力 (ノット)	主	要	備
	こんごう型	7,250	30	127ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2	イージス装置一式 VLS装置一式	SSM装置一式 短魚雷発射管×2
	あたご型	7,750	30	5 インチ砲× 1 高性能20ミリ機関砲× 2	イージス装置一式 VLS装置一式	SSM装置一式 短魚雷発射管×2
	しらね型	5,200	32 (31)	5 インチ砲× 2 高性能20ミリ機関砲× 2	短SAM装置×1  アスロック装置×1	短魚雷発射管×2 哨戒ヘリコプター×3
	はたかぜ型	4,600 (4,650)	30	5 インチ砲× 2 高性能20ミリ機関砲× 2	タータ <del>ー</del> 装置× 1 SSM装置一式	アスロック装置×1 短魚雷発射管×2
護衛無	たかなみ型	4,650	30	127ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2	VLS装置一式 SSM装置一式	¦ 短魚雷発射管×2 ¦ 哨戒ヘリコプター×1
H36 145 731	むらさめ型	4,550	30	76ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2	VLS装置一式 SSM装置一式	- 短魚雷発射管×2 - 哨戒ヘリコプター×1
	あさぎり型	3,500 (3,550)	30	76ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2 短SAM装置一式	SSM装置一式 アスロック装置一式	¦ 短魚雷発射管×2 ¦ 哨戒ヘリコプター×1 ¦
	はつゆき型	2,950 (3,050)	30	76ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2 短SAM装置一式	SSM装置一式 アスロック装置一式	短魚雷発射管×2 哨戒ヘリコプター×1
	あぶくま型	2,000	27	76ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×1	SSM装置一式 アスロック装置一式	<sup>≒</sup> 短魚雷発射管× 2
潜水艦	おやしお型	2,750	20	水中発射管一式	1 1	1
掃 海 艦	やえやま型	1,000	14	20ミリ機関砲×1	深深度掃海具一式	1
掃 海 般	すがしま型	510	14	20ミリ機関砲×1	掃海装置一式	
ミサイル般	はやぶさ型	200	44	76ミリ砲×1	SSM装置一式	1
輸 送 艦	おおすみ型	8,900	22	高性能20ミリ機関砲×2	輸送用エアクッション艇×2	1

<sup>(</sup>注)() )内は、一部の艦艇についての性能諸元を示す。

# 資料19 誘導弾の性能諸元

(2009. 3. 31現在)

		所属	重量(kg)	全長 (m)	直径(cm)	誘導方式
	ペトリオット(PAC-3)	空	約 300	約 5.2	約 26	プログラム十指令十 レーダー・ホーミング
対弾道弾	SM-3	海	約1,500	約 6.6	約 35	慣性誘導十画像十 赤外線ホーミング
	ペトリオット(PAC-2)	空	約1,000	約 5.0	約 41	プログラム十指令+TVM
	改良ホーク		約 640	約 5.0	約 36	レーダー・ホーミング
	03式中距離地対空誘導弾(中SAM)	陸	約 930	約 5.1	約 33	_
	81式短距離地対空誘導弾(改) (SAM-1C)	, <u> </u>	約 100	約2.7/2.9	約 16	画像十赤外線ホーミング レーダー・ホーミング
	81式短距離地対空誘導弾 (SAM-1)		約 100	約 2.7	約 16	赤外線ホーミング
_	携帯SAM(スティンガー)	陸空	約 10	約 1.5	約 7	赤外線ホーミング
対	91式携帯地対空誘導弾(SAM-2)		約 12	約 1.4	約 8	画像十赤外線ホーミング
	93式近距離地対空誘導弾(SAM-3)	陸	約 12	約 1.4	約 8	画像十赤外線ホーミング
航	スタンダード(SM-1)		約 630	約 4.5	約 34	レーダー・ホーミング
空	スタンダード(SM-2)	海	約 710	約 4.7	約 34	慣性誘導十 レーダー・ホーミング
1512	シースパロー(RIM-7F/M)	/ <del>14)</del>	約 230	約 3.7	約 20	レーダー・ホーミング
機	シースパロー(RIM-162)		約 300	約 3.8	約 25	慣性誘導十   レーダー・ホーミング
_	スパロー (AIM―7E/F/M)		約 230	約 3.7	約 20	レーダー・ホーミング
	サイドワインダー(AIM-9L)		約 89	約 2.9	約 13	赤外線ホーミング
	90式空対空誘導弾(AAM-3)	空	約 91	約 3.0	約 13	赤外線ホーミング
	99式空対空誘導弾(AAM-4)		約 220	約 3.7	約 20	レーダー・ホーミング
	04式空対空誘導弾(AAM-5)		約 95	約 3.1	約 13	赤外線ホーミング
	88式地対艦誘導弾(SSM-1)	陸	約 660	約 5.1	約 35	慣性誘導十   レーダー・ホーミング
	ハープーン (SSM)		約 680	約 4.6	約 34	慣性誘導十   レーダー・ホーミング
対	ハープーン(USM)		約 680	約 4.6	約 34	慣性誘導十   レーダー・ホーミング
艦 -	ハープーン(ASM)	海	約 520	約 3.9	約 34	慣性誘導十   レーダー・ホーミング
	90式艦対艦誘導弾(SSM-1B)		約 660	約 5.1	約 35	慣性誘導十    レーダー・ホーミング
船	91式空対艦誘導弾(ASM-1C)		約 510	約 4.0	約 35	慣性誘導十   レーダー・ホーミング
	80式空対艦誘導弾(ASM-1)	空	約 600	約 4.0	約 35	慣性誘導十 レーダー・ホーミング
	93式空対艦誘導弾(ASM-2)	エ	約 530	約 4.0	約 35	慣性誘導十   赤外線画像ホーミング
	87式対戦車誘導弾		約 12	約 1.1	約 11	レーザー・ホーミング
対 戦 車	01式軽対戦車誘導弾	陸	約 11	約 0.9	約 12	赤外線画像ホーミング
	TOW		約 18	約 1.2	約 15	赤外線半自動有線誘導
	79式対舟艇対戦車誘導弾	n.t.	約 33	約 1.6	約 15	赤外線半自動有線誘導
対舟艇対戦車	96式多目的誘導弾システム(MPMS)	陸	約 59	約 2.0	約 16	慣性誘導十赤外線画像 光ファイバTVM
	ヘルファイア	海	約 48	約 1.6	約 18	レーザー・ホーミング

# 資料20 防衛関係費(当初予算)の推移

(単位:億円、%)

	区分	GNP•GDP	一般会計	対前年度	— 般	対前年度	防衛関係費	対前年度	防衛関係費の 対	防衛関係費 の 対	防衛関係費
		(当初見通し)	歳 出		歳出				GNP · GDP	一般会計	の 対 一般歳出
年度		(A)	(B)	伸び率	(C)	伸び率	(D)	伸び率	比 (D/A)	歳 出 比 (D/B)	比 (D/C)
昭30	(55)	75,590	9,915	△ 0.8	8,107	△ 2.8	1,349	△ 3.3	1.78	13.61	16.6
40	(65)	281,600	36,581	12.4	29,198	12.8	3,014	9.6	1.07	8.24	10.3
50	(75)	1,585,000	212,888	24.5	158,408	23.2	13,273	21.4	0.84	6.23	8.4
60	(85)	3,146,000	524,996	3.7	325,854	△ 0.0	31,371	6.9	0.997	5.98	9.6
平 7	(95)	4,928,000	709,871	△ 2.9	421,417	3.1	47,236	0.86	0.959	6.65	11.2
8	(96)	4,960,000	751,049	5.8	431,409	2.4	48,455	2.58	0.977	6.45	11.2
9	(97)	5,158,000	773,900	3.0	438,067	1.5	49,414 49,475	1.98 2.1	0.958 0.959	6.39 6.39	11.3 11.3
10	(98)	5,197,000	776,692	0.4	445,362	1.7	49,290 49,397	△ 0.3 △ 0.2	0.948 0.950	6.35 6.36	11.1 11.1
11	(99)	4,963,000	818,601	5.4	468,878	5.3	49,201 49,322	△ 0.2 △ 0.2	0.991 0.994	6.01 6.03	10.5 10.5
12	(00)	4,989,000	849,871	3.8	480,914	2.6	49,218 49,358	0.0 0.1	0.987 0.989	5.79 5.81	10.2 10.3
13	(01)	5,186,000	826,524	△ 2.7	486,589	1.2	49,388 49,553	0.3 0.4	0.952 0.956	5.98 6.00	10.1 10.2
14	(02)	4,962,000	812,300	△ 1.7	475,472	△ 2.3	49,395 49,560	0.0 0.0	0.995 0.999	6.08 6.10	10.4 10.4
15	(03)	4,986,000	817,891	0.7	475,922	0.1	49,265 49,530	△ 0.3 △ 0.1	0.988 0.993	6.02 6.06	10.4 10.4
16	(04)	5,006,000	821,109	0.4	476,320	0.1	48,764 49,030	△ 1.0 △ 1.0	0.974 0.979	5.94 5.97	10.2 10.3
17	(05)	5,115,000	821,829	0.1	472,829	△ 0.7	48,301 48,564	△ 1.0 △ 1.0	0.944 0.949	5.88 5.91	10.2 10.3
18	(06)	5,139,000	796,860	△ 3.0	463,660	△ 1.9	47,906 48,139	△ 0.8 △ 0.9	0.932 0.937	6.01 6.04	10.3 10.4
19	(07)	5,219,000	829,088	4.0	469,784	1.3	47,818 48,016	△ 0.2 △ 0.3	0.916 0.916	5.77 5.79	10.2 10.2
20	(80)	5,269,000	830,613	0.2	472,845	0.7	47,426 47,796	△ 0.8 △ 0.5	0.900 0.907	5.71 5.75	10.0 10.1
21	(09)	5,102,000	885,480	6.6	517,310	9.4	47,028 47,741	△ 0.8 △ 0.1	0.922 0.936	5.31 5.39	9.1 9.2

- (注) 1 昭和60年度までは国民総生産(GNP)、平成7年度以降は、国内総生産(GDP)であり、いずれも当初見通しである。
  - 2 平成9年度以降の防衛関係費の欄などの上段はSACO関係経費(9年度:61億円、10年度:107億円、11年度:121億円、12年度:140億円、13年度:165億円、14年度:165億円、15年度:265億円、16年度:266億円、17年度:263億円、18年度:233億円、19年度:126億円、20年度:180億円、21年度:112億円)及び米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分(19年度:72億円、20年度:191億円、21年度:602億円)を除いたもの、下段は含んだものである。
  - 3 安全保障会議の経費については、20年度より、その他事項経費として組替え要求しているため、防衛関係費に含まれない。

### 資料21 一般会計歳出(当初予算)の主要経費の推移

(単位:億円、%)

年度	一般会計 哉 出	防衛 衛 関係 費	構成比	社会保障 関係費	構成比	文 教 及 び 科学振興費	構成比	公共事業関係費	構成比
平17 (05)	821,829	48,301 48,564	5.9 5.9	203,808	24.8	57,235	7.0	75,310	9.2
18 (06)	796,860	47,906 48,139	6.0 6.0	205,739	25.8	52,671	6.6	72,015	9.0
19 (07)	829,088	47,818 48,016	5.8 5.8	211,409	25.5	52,743	6.4	69,473	8.4
20 (08)	830,613	47,426 47,796	5.7 5.8	217,824	26.2	53,122	6.4	67,352	8.1
21 (09)	885,480	47,028 47,741	5.3 5.4	248,344	28.0	53,104	6.0	70,701	8.0

- (注) 1 公共事業関係費は、「社会資本整備特別措置法」に基づき91年度まで貸付けを受けて実施されていた公共的建設事業のうち、当面、当該株式の売払収入以外の財源をもって行うこととした金額及び「社会資本整備特別措置法」に基づき、公共的建設事業に係る貸付金の償還時において負担又は補助することとした金額を含んだものである。
  - 2 防衛関係費の欄などの上段はSACO関係経費(17年度:263億円、18年度:233億円、19年度:126億円、20年度:180億円、21年度:112億円)及び米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分(19年度:72億円、20年度:191億円、21年度:602億円)を除いたもの、下段は含んだものである。
  - 3 安全保障会議の経費については、20年度より、その他事項経費として組替え要求しているため、防衛関係費に含まれない。

(単位:億円、%)

# 資料22 防衛関係費(当初予算)の使途別構成の推移

									· · · · · ·	- 1 1001 3 \ 7 0 7
年 度	1	2	1	3	1	4	1	5	1	6
区分	金額	構成比								
人件・糧食費	22,034	44.8 44.6	22,269	45.1 44.9	22,273	45.1 44.9	22,188	45.0 44.8	21,654	44.4 44.2
物 件 費	27,183 27,324	55.2 55.4	27,119 27,284	54.9 55.1	27,122 27,287	54.9 55.1	27,077 27,342	55.0 55.2	27,110 27,376	55.6 55.8
装備品等購入費	9,141	18.6 18.5	9,178	18.6 18.5	9,206	18.6 18.6	9,028	18.3 18.2	8,806	18.1 18.0
研究開発費	1,205	2.4 2.4	1,353	2.7 2.7	1,277	2.6 2.6	1,470	3.0 3.0	1,707	3.5 3.5
施設整備費	1,687	3.4 3.4	1,598	3.2 3.2	1,570	3.2 3.2	1,528	3.1 3.1	1,442	3.0 2.9
維持費等	8,906	18.1 18.0	8,865	18.0 17.9	9,065	18.4 18.3	9,075	18.4 18.3	9,175	18.8 18.7
基地対策経費	5,447	11.1 11.0	5,326	10.8 10.7	5,189	10.5 10.5	5,151	10.5 10.4	5,094	10.4 10.4
SACO関係経費	140	0 0.3	165	0 0.3	165	0 0.3	265	0 0.5	266	0 0.5
米 軍 再 編 関 係 経 費 (地元負担軽減分)	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
そ の 他	797	1.6 1.6	798	1.6 1.6	815	1.6 1.6	825	1.7 1.7	885	1.8 1.8
슴 計	49,218 49,358	100.0	49,388 49,553	100.0	49,395 49,560	100.0	49,265 49,530	100.0	48,764 49,030	100.0

年 度	1	7	1	8	1	9	2	0	21	(09)
区分	金額	構成比								
人件・糧食費	21,562	44.6 44.4	21,337	44.6 44.3	21,018	44.0 43.8	20,940	44.2 43.8	20,773	44.2 43.5
物件費	26,739 27,002	55.4 55.6	26,570 26,803	55.5 55.7	26,801 26,999	56.0 56.2	26,486 26,856	55.8 56.2	26,255 26,969	55.8 56.5
装備品等購入費	9,000	18.6 18.5	8,594	17.9 17.9	8,663	18.1 18.0	8,125	17.1 17.0	8,252	17.5 17.3
研究開発費	1,316	2.7 2.7	1,714	3.6 3.6	1,445	3.0 3.0	1,728	3.6 3.6	1,198	2.5 2.5
施 設 整 備 費	1,386	2.9 2.9	1,150	2.4 2.4	1,099	2.3 2.3	933	2.0 2.0	1,325	2.8 2.8
維持費等	9,177	19.0 18.9	9,405	19.6 19.5	10,222	21.4 21.3	10,382	21.9 21.7	10,336	22.0 21.7
基地対策経費	4,973	10.3 10.2	4,879	10.2 10.1	4,618	9.7 9.6	4,535	9.6 9.5	4,399	9.4 9.2
SACO関係経費	263	0 0.5	233	0 0.5	126	0 0.3	180	0 0.4	112	0 0.2
米 軍 再 編 関 係 経 費 (地元負担軽減分)	_	_	_	_	72	0 0.2	191	0 0.4	602	0 1.3
そ の 他	887	1.8 1.8	827	1.7 1.7	754	1.6 1.6	783	1.7 1.6	746	1.3 1.3
合 計	48,301 48,564	100.0	47,906 48,139	100.0	47,818 48,016	100.0	47,426 47,796	100.0	47,028 47,741	100.0

- (注) 1 人件・糧食費は、隊員の給与、食糧の経費である。
  - 2 装備品等購入費は、武器車両等購入費、航空機購入費、艦船建造費である。

  - 3 研究開発費は、装備品などの研究開発費である。 4 施設整備費は、飛行場、隊舎などの整備費である。
  - 5 維持費等は、営舎費、被服費、訓練活動経費などである。
  - 6 基地対策経費は、基地周辺対策経費、在日米軍駐留経費負担などである。 7 数字は、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。

  - 8 平成9年度以降については、金額欄、構成比欄の上段はSACO関係経費(9年度:61億円、10年度:107億円、11年度:121億円、12年度: 140億円、13年度:165億円、14年度:165億円、15年度:265億円、16年度:266億円、17年度:263億円、18年度:233億円、19年度:126億円、20年度:180億円、21年度:112億円)及び米軍再編関係経費(地元負担軽減分)(19年度:72億円、20年度:191億円、21年度:602億 円)を除いたもの、下段は含んだものである。
  - 9 安全保障会議の経費については、20年度より、その他事項経費として組替え要求しているため、防衛関係費に含まれない。

## 資料23 各国国防費の推移

国 名 年 度	05 (17)	06 (18)	07 (19)	08 (20)	09 (21)
日本(億円)	48,301	47,906	47,818	47,426	47,028
	48,564	48,139	48,016	47,796	47,741
	△1.0%	△0.8%	△0.2%	△0.8%	△0.8%
	△1.0%	△0.9%	△0.3%	△0.5%	△0.1%
米 国 (百万ドル)	474,089	499,310	528,563	594,656	664,987
	8.6%	5.3%	5.9%	12.5%	11.8%
英 国 (百万ポンド)	33,164	34,045	37,407	33,600	35,165
	2.0%	2.7%	9.9%	—	—
ド イ ツ	24,040	27,870	28,783	29,450	31,179
(百万ユーロ)	△0.9%	15.9%	3.3%	2.3%	5.9%
フ ラ ン ス	32,920	36,061	36,285	36,780	37,394
(百万ユーロ)	1.6%	9.5%	0.6%	1.4%	1.7%
ロ シ ア	5,311.392	6,660.266	8,220.360	9,596.000	13,242.480
(億ルーブル)	26.8%	25.4%	23.4%	16.7%	38.0%
中 国 (億元)	2,447	2,807	3,472	4,099	4,729
	16.5%	14.7%	23.7%	18.0%	15.4%

- (注) 1 資料は各国予算書、国防白書などによる。
  - 2 %表示は、対前年度伸び率。
  - 3 米国の国防費は、2010年度historical tableによる狭義の支出額。2009年度の数値は推定額。
  - 4 英国については、2007年度までは英国国防省公表「UK Defense Statistics」による実績。2008年度以降は予算教書による当初予算。
  - 5 ドイツについては、2006年度より防衛費に恩給費が組み込まれたため、2005年度と比較して大幅増となっている。この恩給費を除いた額について2005年度と比較した場合、0.7%減。
  - 6 中国については、全人代における財政部長報告による。
  - 7 ロシアの2009年度国防予算については、ロシア政府全体として予算支出に上限が与えられたため、これを反映した額としている。
  - 8 ミリタリーバランス(2008年)の第2部、諸表と分析「国防支出と兵力の国際比較」によれば、06年度の上記諸国の国防費は、米国535,943 百万ドル、英国55,444百万ドル、ドイツ37,775百万ドル、フランス54,003百万ドル、ロシア70,000百万ドル、中国121,872百万ドル、日本 41.144百万ドルとなっている。
  - 9 日本については、上段は、SACO関係経費(05年度:263億円、06年度:233億円、07年度:126億円、08年度:180億円、09年度:112億円) 及び米軍再編関係経費(地元負担軽減分)(07年度:72億円、08年度:191億円、09年度:602億円)を除いたもの、下段は含んだものである。 安全保障会議の経費については、08年度より、その他事項経費として組替え要求しているため、防衛関係費に含まれない。

# 資料24 武力攻撃事態等への対処における基本理念

事態等	基本理念
全 般	<ul> <li>□ 、地方公共団体および指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置を講じなければならない。</li> <li>□ 日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならず、これに制限が加えられる場合にあっても、その制限は当該武力攻撃事態等に対処するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続きの下に行われなければならない。(※)</li> <li>□ 武力攻撃事態等およびこれへの対処に関する状況について、適時かつ、適切な方法で国民に明らかにされるようにしなければならない。</li> <li>□ 日米安保条約に基づいて米国と緊密に協力しつつ、国連をはじめとする国際社会の理解および協調的行動が得られるようにしなければならない。</li> </ul>
武力攻擊予測事態	武力攻撃の発生が回避されるようにしなければならない。
武力攻撃事態	武力攻撃の発生に備えるとともに、武力攻撃が発生した場合には、これを排除しつつ、その速やかな終結を図らなければならない。ただし、武力攻撃が発生した場合、これを排除するにあたっては、武力の行使は、事態に応じ合理的に必要と判断される限度においてなされなければならない。

※ この場合、日本国憲法第14条、第18条、第19条、第21条その他基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。